

公 告 第 30 号
令和 4 年 4 月 1 日
パルグループ健康保険組合
理事長 井上 隆太



令和 4 年 4 月 1 日以降の任意継続被保険者の標準報酬月額について

令和 4 年 4 月 1 日以降の任意継続被保険者の標準報酬月額について、下記のとおり公告いたします。

記

保険料の算定基礎となる標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額とする。

以上